

PCR等検査無料化事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図ることができるよう、飲食、イベント、旅行、帰省等の経済社会活動を行うにあたり検査が必要な方や感染拡大傾向時に感染不安を抱える者が検査を無料で受けられる環境を整備するため、当該無料検査を実施する事業者に対し必要となる検査等費用や検査体制整備等について支援することを目的とする。

(通則)

第2条 PCR等検査無料化事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）及び「PCR等検査無料化事業実施要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象事業等)

第3条 この補助金の対象事業及び対象者は別表1のとおりとし、対象経費及び基準額は別表2のとおりとする。

(交付の申請及び取り下げ)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、PCR等検査無料化事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、指定する日までに知事に提出しなければならない。

- 一 実績報告書（検査等費用支援部分）（第2号様式の1）
- 二 実績報告書（検査体制整備支援等部分）（第2号様式の2）
- 三 PCR等検査無料化事業補助金請求書（第7号様式）
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、次条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定通知は、第3号様式により行うものとする。

2 知事は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の申請を調査した結果、交付しないことを決定したときは、第3号様式の2により当該申請した者に通知するものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- 一 検査キット購入費 別表2の第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額
 - 二 各種経費 別表2の第3欄に定める基準額
 - 三 検査体制整備費 別表2の第2欄に定める実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額を合算して得た額が、総事業費から寄付金及びその他の収入額を控除した額（以下この項において「控除後の額」という。）を上回る場合は、当該控除後の額を交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- 一 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 二 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- 三 この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 四 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げるいずれにも該当しないこと。
- 五 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(状況報告及び実績報告)

第8条 規則第10条の規定による状況報告及び規則第12条の規定による実績報告は、規則第3条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条の規定補助金の額の確定は、規則第4条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助事業に係る経理)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

ればならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第13条 補助事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加額が1件当たり50万円以上のものをいう。次項において同じ。）について、取得財産等管理台帳（第5号様式）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第4条に規定する申請書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第20条に規定する知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 2 知事は、規則第20条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

- 3 規則第20条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行し、同年11月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月26日から施行し、令和3年11月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月4日から施行し、令和3年11月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和3年11月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月29日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月31日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月13日から施行し、令和4年12月6日から適用する。

別表1

対象事業	対象者
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業	医療機関、薬局、衛生検査所及びワクチン・検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者であり、PCR等検査無料化事業の実施事業者（実施事業者として登録見込みの者を含む。）

別表2

1 区分	2 対象経費	3 基準額
検査等費用支援部分	検査キット購入費（PCR検査等の場合検査費用、送料等を含む。）	次に掲げる検査の区分に応じて当該各号に定める額 (1) PCR検査等 次により算出された額 購入先ごとの検査キット1個当たりの単価（上限額については次のとおりとする。）にそれぞれの検査回数を乗じて得た額の合計額 (上限額) ①1日当たりの総検査回数（1ヶ月当たりの総検査回数（PCR検査等と抗原定性検査の合計回数）を当該月の営業日数で割った数値。以下同じ。）が50回以下の場合

1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数以下の回数については、検査1回当たり上限7,000円(税込)

② 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合

1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数を超える回数については、検査1回当たり上限5,000円(税込)

③ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合

1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回を乗じて得た数を超える回数については、検査1回あたり上限3,000円(税込)

※令和4年8月31日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、7,000円(税込)/1個を上限とし、令和4年6月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、8,500円(税込)/1個を上限とする。ただし、令和3年12月31日から令和4年6月30日までにおいては、実施事業者が医療機関である場合について、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、7,000円(税込)/1個を上限とする。

(2) **抗原定性検査** 次により算出された額
購入先ごとの検査キット1個当たりの単価(1,500円(税込)/1個を上限とする。)にそれぞれの検査回数に乗じて得た額の合計額

※令和4年3月31日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、3,000円(税込)/1個を上限とし、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、3,500円(税込)/1個を上限とする。

	各種経費	<p>次に掲げる検査の区分に応じて当該各号に定める額</p> <p>(1) PCR検査等及び抗原定性検査 検査1回当たりの額を次のとおりとする</p> <p>① 1日当たりの総検査回数（1ヶ月当たりの総検査回数（PCR検査等と抗原定性検査の合計回数）を当該月の営業日数で割った数値。以下同じ。）が50回以下の場合 2,500円（税込）</p> <p>② 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査数が50回を超える回数については、1,800円（税込）</p> <p>③ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査数が100回を超える回数については、1,100円（税込）</p> <p>※検査実施日が令和4年8月31日までのものについては、一律3,000円（税込）とする。</p>
検査体制整備支援等部分	検査体制整備費 （消耗品費、印刷製本費、材料費、修繕料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他の経費）	1事業所当たり2,500,000円（税込）

備考 この表の基準額には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。